介護支援制度

（令和７年４月１日）

種類	概要	取得可能期間	常勤職員	非常勤職員		担当
				フルタイム	パートタイム	
介護休暇	要介護状態*にある家族の介護、通院等の付添いその他の必要な世話を行うための休暇制度	１年において５日（要介護状態の家族が２人以上のときは１０日）の範囲内	○ （有給）	○ （無給）	○ （無給）	労務係
介護休業	要介護状態にある家族の介護をするために、連続する期間において１日単位でする休業制度	対象家族１人につき、通算１８６日（期間を定めて雇用される職員にあっては９３日）の範囲内で、１要介護状態ごとに３回まで	○ （無給）	○ （無給） ［雇用期間による制限あり］	○ （無給）	人事係
介護部分休業	要介護状態にある家族の介護をするために、連続する期間における、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、連続した４時間を超えない範囲内で、１時間単位でする休業制度	対象家族１人につき、利用開始から３年間まで	○ （勤務しない時間は減額）	○ （勤務しない時間は減額）	—	労務係
介護を行う職員の時間外勤務の制限	要介護状態にある家族の介護をするために請求した場合、時間外勤務の制限（１月について２４時間以内、１年について１５０時間以内）を受けることができる制度	１回につき、１月以上１年以内の期間	○	○	○	労務係
介護を行う職員の深夜勤務の制限	要介護状態にある家族の介護をするために請求した場合、深夜勤務（午後１０時から午前５時までの勤務）の制限を受けることができる制度	１回につき、１月以上６月以内の期間	○	○	○	労務係
その他両立支援制度						
在宅勤務	職員の自宅（本学へ通勤する拠点となる住居）において勤務を行う制度	１週間当たり２日を上限、かつ、当該月の総勤務日数の５割以内	○	○	○	労務係
早出遅出勤務	所定労働時間を変えずに、始業又は終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げて行う勤務制度	開始日の属する月の末日を超えない範囲内（翌月も継続する場合は、再度申請）	○ ［裁量労働教員を除く］	—	—	労務係

＊「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。

介護休業に係る手当等

介護休業者は、雇用保険より介護休業給付金、又は共済組合より介護休業手当金が支給されます。支給期間、条件等は福利厚生係にご確認ください。

【問合せ先】　人事労務課　人　事　係：内線１０６１　E-mail jinji@ml.jaist.ac.jp
労　務　係：内線１０５１　E-mail roumu@ml.jaist.ac.jp
福利厚生係：内線１０５２　E-mail fukuri@ml.jaist.ac.jp